徳島県告示第三百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年六月三日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
合同会社アワスピン	阿南市富岡町今福寺一二番地三	訪問看護ステーションＭａｉｓｕ徳島店	阿南市富岡町今福寺一二番地三	介護予防訪問看護	令和四年三月二十五日	令和四年三月三十一日
公益社団法人徳島県看護協会	徳島市北田宮一丁目三二九―一八	公益社団法人徳島県看護協会訪問看護ステーション半田	美馬郡つるぎ町半田字中藪二三四―一	同	同三十日	同